

平成21年1月6日

## 中国：輸出増値税還付率を引き上げ 完成車、部品が11%から14%に

中国財政部、国家税務総局は昨年12月29日、「一部機械電気製品の輸出増値税還付率の引き上げに関する通知「財税〔2008〕177号」を発表した。

それによると2009年1月1日から航空慣性ナビゲーションシステム、ジャイロスコープ、工業用ロボットなどのハイテク製品と高付加価値の機械電気製品553品目の還付率が引き上げられた。前回(昨年12月1日実施)は労働集約型製品が対象だった。

自転車関係では完成車、部品及び電動自転車が11%から14%に引き上げられた。自転車と部品は前回9%から11%に引き上げられたので、1ヶ月のうちに5%も引き上げられたということになる。

製品別の還付率は添付の一覧表を参照されたい。

今回の通知と対象となる製品リストは下記のサイトで参照可能。

[http://www.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200812/t20081230\\_104330.html#](http://www.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200812/t20081230_104330.html#)

以 上

増値税輸出還付率一覧表(自転車・関連部品)

関税コード	品名	現行還付率(%)	1月1日以降の還付率(%)
3926.909090	リフレクター	9	9
4011.5000	ゴム製の空気タイヤ(新品のもの)(自転車用のもの)	9	9
4013.2000	ゴム製のインナーチューブ(自転車用のもの)	9	9
4209.9200	樹脂製バスケット(注)	13	13
6211.3390 6211.4300	ウェア	14	14
6403.1900 90	シューズ	13	13
7315.1110	ローラーチェーン(自転車用のもの)	5	5
7326.2090	鋼鉄製バスケット	5	5
8301.4000	固定型ロック	5	5
8301.5000	チェーンロック	5	5
8512.1000	自転車用照明装置	14	14
8711.9010 10	電動自転車	11	14
8711.9010901	消費税を徴収しないその他の電動及び電動アシストオートバイ及び側車(原動機足踏両用車及び足踏車を含む。)	11	14
8711.9010902	消費税を徴収するその他の電動及び電動アシストオートバイ及び側車(原動機足踏両用車及び足踏車を含む。)	11	14
8712.0020	競技用自転車	11	14
8712.0030	マウンテンバイク	11	14
8712.0041	クロスカントリーバイク(16,18,20 インチのもの)	11	14
8712.0049	その他のクロスカントリー	11	14
8712.0081 10	12-16 インチのもので、他の項に該当するものを除く。	11	14
8712.0081 90	11 インチ以下のもの、他の項に該当するものを除く。	11	14
8712.0089	その他の自転車	11	14

8712.0090	その他の非機動足踏み車	11	14
8714.1100 00	オートバイ及び機動足踏両用車用サドル	11	14
8714.9100	フレーム、ホーク及びその部品	11	14
8714.9200	リム、スポーク	11	14
8714.9310	ハブ	11	14
8714.9320	フリーホイール	11	14
8714.9390	その他	11	14
8714.9400	ブレーキ(コースターブレーキハブ、ハブブレーキを含む)及びその部品	11	14
8714.9500	サドル	11	14
8714.9610	ペダル及びその部品	11	14
8714.9620	ギヤクランク及びその部品	11	14
8714.9900	その他	11	14

注:樹脂製バスケットは関税コード 3926 の中に分類される場合もあり、その場合は1月1日以降も9%のままで変更なし。

コード分類は税関によって異なる場合があります。

(自振協上海事務所にて作成)

(上海事務所)



この報告書は、競輪の補助金を受けて作成したものです。